

食 品 安 全 委 員 会 農 薬 専 門 調 査 会

第 46 回 議 事 録

1. 日時 平成 24 年 4 月 18 日（水） 13：29～14：14

2. 場所 食品安全委員会中会議室

3. 議事

（1）専門委員紹介

（2）専門調査会の運営等について

（3）座長の選出・副座長の指名

（4）各評価部会に所属する専門委員の指名、各部会の座長及び副座長の指名、幹事会
に所属する専門委員の指名

（5）農薬専門調査会の運営体制について

（6）その他

4. 出席者

（農薬専門調査会専門委員）

納屋座長、西川副座長、相磯専門委員、赤池専門委員、泉専門委員、
上路専門委員、腰岡専門委員、三枝専門委員、佐々木専門委員、代田専門委員、
津田専門委員、永田専門委員、長野専門委員、根本専門委員、本間専門委員、
藤本専門委員、増村専門委員、松本専門委員、森田専門委員、義澤専門委員、
吉田専門委員、若栗専門委員

（専門参考人）

林専門参考人

（食品安全委員会委員）

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、廣瀬委員、村田委員

（事務局）

栗本事務局長、高山評価情報分析官、坂本課長、前田評価調整官、堀部課長補佐、
横山専門官、磯技術参与、河野技術参与、清水技術参与、進藤技術参与、
鈴木技術参与、高畑技術参与、工藤係長、南係長、大田係員

5. 配付資料

資料 1 専門委員職務関係資料

資料 2 農薬専門調査会専門委員名簿（平成 24 年 4 月 1 日現在）

- 資料 3 農薬専門調査会の運営体制に関する事項（平成 22 年 6 月 1 日農薬専門調査会決定）
- 資料 4 農薬専門調査会評価体制案（平成 24 年 4 月）
- 参考 農薬専門調査会開催実績（平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）

6. 議事内容

○ 堀部課長補佐

それでは、定刻でございますので、ただいまから第 46 回農薬専門調査会を開催いたします。

先生方にはお忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございます。

事務局で残留農薬の担当補佐をしております堀部と申します。座長が選出されるまでの間、私のほうで議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡を差し上げておりますが、本日の会議につきましては公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

このたび、4 月 1 日付をもちまして農薬専門調査会の専門委員の改選が行われましたが、本日は改選後の最初の会合に当たります。まず初めに、小泉食品安全委員会委員長よりごあいさつさせていただきます。

○ 小泉委員長

皆様、このたびは食品安全委員会の専門調査会委員として御就任いただきまして、まことにありがとうございます。もう既に任命書は総理大臣からお受け取りになっていると思いますけれども、所属する専門調査会は委員長が任命するということになっておりますので、先生方には農薬専門調査会専門委員として御尽力いただきたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

食品安全委員会は、この 6 月をもちまして丸 9 年を迎えます。今までに約 1,700 件、評価要請を受けまして、現在まで評価が終わったものが 1,161 件ということになっております。そのうち約 3 分の 2 以上が農薬で占められております。ということで、恐らく先生方にはこの 3 分の 2 以上の評価にかかわっていただくことになり、本務がお忙しい中、大変御尽力いただきましたことを重ねて御礼申し上げます。

農薬の評価に当たりましては、皆様ご存じのように、農作物に残留している農薬あるいは動物、植物等の代謝物、それから肥料・飼料等に入っておりますそういった残留の農薬による動物を介した食肉としてあるいは農産物として摂取する場合のリスク評価をいただいていると思っておりますが、これに関しましてはやはり総合的な判断というのが非常に必要となってまいりますので、先生方にはいろんな観点からの専門委員にお集まりいただいております。例えば、一般毒性、発がん性、遺伝毒性といった領域や代謝、内分泌、神経毒性といった問題などの毒性評価以外に動物体内運命あるいは植物体内運命の中でどういった代謝が起こり、それがヒトの口にどう入るのか、どういった健康影響が起きるの

か、そういった面から総合的に広い視野からリスク評価をしていただければと思っております。

残留農薬に関しましては国民の関心が非常に高いのですが、現実には食品からの農薬によってヒトが健康被害を受けたという報告は聞いておりません。ということは、非常に先生方のリスク評価はかなり正確にきちっとやられているということと、やはり安全側に立った評価がなされているのではないかと私は思っております。

こういった中で、これから先ほど申しましたように 1,700 件の評価要請があり、ポジリス関係からも農薬の案件が多うございます。評価が非常に難しい案件もございますが、できれば正確で迅速な評価をしていただければ非常にありがたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○ 堀部課長補佐

ありがとうございました。

それでは次に、本日、机上にお配りをしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料、御確認をお願いいたします。

本日の資料、専門調査会の資料でございますけれども、本日の議事次第、座席表、それから資料 1 といたしまして、専門委員の職務関係資料、資料 2 といたしまして、農薬専門調査会の専門委員の先生方の名簿、資料 3 として、農薬専門調査会の運営体制に関する事項（平成 22 年 6 月 1 日農薬専門調査会決定）、片面 1 枚紙、資料 4 といたしまして、農薬専門調査会の体制案、平成 24 年 4 月バージョンでございます。それから、参考資料といたしまして、農薬専門調査会開催実績、前期、平成 22 年 4 月 1 日から本年の 3 月 31 日までの開催実績をまとめてお示しさせていただきました。

なお、議事次第並びに座席表の中で、本日、藤本先生、お越しいただくことになっておりましたのに、事務局の手違いで御欠席のほうにお名前が入っております。また、座席表から名前が漏れるということになっております。大変失礼をいたしました。なお、これらの資料はホームページに公開をさせていただきますけれども、ホームページ掲載時には正しいバージョンで掲載をさせていただきたいと思います。先生、申しわけございませんでした。

配付資料は以上でございますが、不足等ございましたら事務局までお申しつけいただければと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、議事を進めさせていただきます。本日の農薬専門調査会では専門委員を御紹介させていただいた後、議事次第に沿って進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事の 1 でございます。専門委員の御紹介をさせていただきたいと思います。ちょっと資料が前後いたしますが、資料 2 をごらんください。

今回、農薬専門調査会の専門委員に御就任をいただいた方々は総勢 36 名ということでございます。本日は 22 名の専門委員の先生方に御出席をいただきました。名簿にござ

ます中で、浅野専門委員、小野専門委員、川口専門委員、桑形専門委員、玉井専門委員、田村専門委員、根岸専門委員、八田専門委員、福井専門委員、細川専門委員、堀本専門委員、山崎専門委員、山手専門委員、與語専門委員の 14 名の先生方、本日、御都合により御欠席でございます。

それではまず、農薬専門調査会の専門委員に御就任いただきました先生方を五十音順に私のほうから御紹介をさせていただきます。お一人ずつ御紹介をして、先生方から簡単に一言ずつちょうだいしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

専門委員の名簿に従って御紹介をしますので、あいうえお順ということになります。

中央労働災害防止協会日本バイオアッセイ研究センターの相磯成敏先生です。先生、よろしくお願いいたします。

○ 相磯専門委員

バイオアッセイ研究センターの相磯と申します。毒性を担当しておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

ありがとうございます。

名古屋大学大学院創薬科学研究科教授兼京都大学大学院薬学研究科客員教授、赤池昭紀先生です。

○ 赤池専門委員

3 月まで京都大学におりまして、兼担という形で、名古屋大学が主になっております。京都大学を兼担しているということで、現在務めております。神経毒性を専門としております。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部教授、泉啓介先生です。

○ 泉専門委員

病理学をやっております、担当は毒性でございます。よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

東京農業大学客員教授兼社団法人日本植物防疫協会技術顧問、上路雅子先生です。

○ 上路専門委員

上路です。植物代謝及び環境科学のほうを担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

日本大学生物資源科学部植物資源科学科教授、腰岡政二先生です。腰岡先生、今期から新任で農薬専門調査会にお越しいただきました。

○ 腰岡専門委員

新任の腰岡です。よろしくお願いいたします。植物代謝を担当させていただきます。

○ 堀部課長補佐

ありがとうございます。

独立行政法人科学技術振興機構、山中 iPS 細胞特別プロジェクト技術参事、三枝順三先生です。

○ 三枝専門委員

三枝と申します。毒性を担当させていただいています。よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

八戸工業高等専門学校物質工学科教授兼姫路獨協大学薬学部客員教授、佐々木有先生です。

○ 佐々木専門委員

佐々木と申します。遺伝毒性を担当しております。よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

麻布大学獣医学部准教授、代田眞理子先生です。

○ 代田専門委員

代田でございます。生殖発生毒性を担当させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

岩手県環境保健研究センター環境研究指導専門員、津田修治先生です。

○ 津田専門委員

津田でございます。よろしくお願いいたします。毒性を担当させていただきます。

○ 堀部課長補佐

東北薬科大学環境衛生学教室教授、永田清先生です。

○ 永田専門委員

東北薬科大の永田と申します。担当は薬物代謝、あとは動態を担当しております。よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

元日本バイオアッセイ研究センター副所長、長野嘉介先生です。

○ 長野専門委員

長野です。よろしくお願いいたします。専門は毒性病理です。今回は毒性を担当いたします。よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

独立行政法人産業技術総合研究所安全科学研究部門主任研究員、納屋聖人先生です。

○ 納屋専門委員

納屋でございます。生殖毒性を専門といたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長、西川秋佳先生です。

○ 西川専門委員

西川です。専門は病理です。よろしくお願いします。

○ 堀部課長補佐

富山大学名誉教授、根本信雄先生です。

○ 根本専門委員

根本です。専門は動物代謝です。よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

お座席の順に御紹介をさせていただきます。すみません。

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター変異遺伝部長、本間正充先生です。

○ 本間専門委員

本間です。よろしくお願いします。遺伝毒性全般を担当しています。

○ 堀部課長補佐

すみません。広島大学原爆放射線医科学研究所准教授、藤本成明先生です。

○ 藤本専門委員

通称、原医研と呼ばれておりますところです。藤本と申します。毒性を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター変異遺伝部、増村健一先生です。

○ 増村専門委員

増村です。遺伝毒性を担当します。どうぞよろしくお願いします。

○ 堀部課長補佐

信州大学ヒト環境科学研究支援センター准教授、松本清司先生です。

○ 松本専門委員

松本と申します。毒性を担当いたします。よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第四室長、森田健先生です。森田先生は新任でございます。

○ 森田専門委員

はじめまして。今期から担当させていただきます。専門は遺伝毒性です。よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

関西医科大学病理学第二講座講師、義澤克彦先生です。

○ 義澤専門委員

義澤でございます。毒性を担当いたします。よろしくお願いします。

○ 堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部第二室長、吉田緑先生です。

○ 吉田専門委員

ごめんなさい。ちょっと吃音がありまして。吉田でございます。すみません。専門は毒性と発がん性でございます。よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

財団法人食品薬品安全センター秦野研究所研究員補、若栗忍先生です。

○ 若栗専門委員

若栗です。遺伝毒性を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

専門委員の先生に加えまして、本日、専門参考人として林真先生に御出席いただいております。林先生、一言お願いします。

○ 林専門参考人

公益財団法人食品農医薬品安全性評価センターの林でございます。参考人という言葉がつきまして、何かちょっとホッとしているところでございます。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

それから、食品安全委員会でございますが、先ほどごあいさつをされた小泉委員長。

○ 小泉委員長

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

それから、熊谷委員長代理。

○ 熊谷委員

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

農薬専門調査会主担当の廣瀬委員。

○ 廣瀬委員

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

副担当の長尾委員。

○ 長尾委員

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

それから、村田委員にも御出席をいただいております。

○ 村田委員

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

続きまして、事務局を御紹介させていただきます。奥のほうから着座順に御紹介をさせていただきます。

栗本事務局長。

○ 栗本事務局長

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

高山評価情報分析官。

○ 高山評価情報分析官

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

坂本評価課長。

○ 坂本評価課長

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

前田評価調整官。

○ 前田評価調整官

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

横山評価専門官。

○ 横山評価専門官

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

後ろのほうにまいりまして、残留農薬担当、工藤係長。

○ 工藤係長

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

南係長。

○ 南係長

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

向こうにおります大田係員。

○ 大田係員

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

磯技術参与。

○ 磯技術参与

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

河野技術参与。

○ 河野技術参与

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

清水技術参与。

○ 清水技術参与

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

進藤技術参与。

○ 進藤技術参与

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

鈴木技術参与。

○ 鈴木技術参与

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

高畑技術参与。

○ 高畑技術参与。

よろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

そして、私、担当補佐の堀部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事 2 に移らせていただきます。

専門調査会の運営等についてでございますが、前田評価調整官より御説明をさせていただきます。資料 1 を御覧ください。

○ 前田評価調整官

それでは、お手元の資料 1 でございますが、食品安全基本法から始まりまして、専門委員の職務に関する内容が書かれてございます。時間が限られておりますので、ポイントのみごく簡単に説明をさせていただきます。

1 枚めくっていただきまして、食品安全基本法についてというところでございますが、第 1 条の目的でございますが、この 5 行目にございますが、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することが目的でございます。

そして、2 番のリスク分析手法の導入というところでございますが、この法律の第 11 条に食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たりましては、5 行目ですが、食品健康

影響評価が施策ごとに行われなければならないということが規定されてございます。

続きまして、2 ページ目の上の 3 項目でございますが、この食品健康影響評価の考え方ですが、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならないということが規定されているところでございます。

そして、3 ページの第 12 条でございますが、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、4 行目ですが、食品健康影響評価が行われたときには、その結果に基づいてこれが行われなければならないとされているところでございます。

そして、4 ページでございますが、こちらが所掌事務の第 23 条ということでございますが、この第 2 号の次条の規定——これはリスク管理機関からの評価要請の規定でございますが、次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと、これが食品安全委員会の事務ということで大きな点でございますが、そのほかにもリスクコミュニケーションなどが規定されているところでございます。

それから、あとは 8 ページ目でございますが、委員会の権限が 25 条にございまして、委員会は、その所掌事務を遂行するために、関係行政機関の長に対する資料提出、意見表明、説明というものを求めることができるということがございます。

そして、第 36 条でございますが、委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができると。そして、学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命するとされているところでございます。

そして、次の 10 ページ目が食品安全を守る仕組みということでございまして、平成 15 年の食品安全基本法施行以降は、リスク評価を行う食品安全委員会とリスク管理を行う厚生労働省、農林水産省ということで分かれていると。リスク評価とリスク管理が分離したところでございます。

そして、11 ページでございますが、食品安全基本法に規定する基本的事項というものが閣議決定されてございまして、その 1 番目が食品健康影響評価の実施ということで、評価の手順の明確化などが規定されているところでございます。

続きまして、12 ページからが専門調査会の調査審議ということでございますが、14 ページに審議手順というものがございます。リスク管理機関から食品安全委員会に評価要請を行いまして、それを本委員会で説明を受け、その後、専門調査会で審議を行い、そしてパブリックコメントを実施して、必要に応じて専門調査会を開催し、その後、本委員会に報告をして、そこで御審議の上、評価結果をリスク管理機関に通知するという流れになっているところでございます。

そして、15 ページ目でございますが、食品安全委員会の専門調査会の運営規程でございます。先ほど委員長のごあいさつがございましたが、第 2 条の 2 項に、専門調査会は専門委員により構成し、その属すべき専門委員は委員長が指名するとなっているところでございます。そして、第 3 項が、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任するということ、そして第 5 項に、座長に事故があるときは、

当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するということが規定されているところでございます。

そして、17 ページに各専門調査会、現在 12 ございますが、農薬専門調査会が 3 番目でございます、農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議することが所掌事務とされているところでございます。

そして、19 ページからでございますが、こちらはいわゆる利益相反規定というものでございまして、去る 2 月 16 日に最終改正が行われているところでございます。そして、2 番の委員会等における調査審議等への参加についてということで、①から⑥に掲げる事項がございしますが、その事項に該当する場合は、原則として当該委員等を調査審議に参加させないということですが、科学的知見が委員会等の調査審議に不可欠であると認める場合は、調査審議に参加させることができるということが 2 の 1 に規定されているところでございます。

それに該当する場合というのは、調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業もしくはその関連企業または同業他社から、過去 3 年間の各年において新たに取得した金品、これが 20 ページの下の特表に該当する場合、例えば役員としての報酬が 100 万円以上とか、そういったものに該当する場合には基本的には参加させないということでございます。そして、②が、株式の保有が 5%以上ですとか、役員等に就任していた又は就任している場合ですとか、あとは、特定企業からの依頼によって申請資料等の作成に協力していた場合とかが該当しますが、公表論文ですとか国際機関でのリスク評価の資料の作成については除かれるというものでございます。

そして、20 ページの⑤番でございますが、リスク管理機関の審議会の長である場合ですとか、その他調査審議等の中立公正を害するおそれがあると認められる場合についてはこの事項に該当するということでございまして、委員等は確認書を委員長あてに提出するという、それから、変更があった場合にはまた確認書を提出するというところでございます。

そして、委員会の都度に、確認書に記載された事実の確認を行わせるということと、あとは、該当することが明らかになった場合につきましては、調査審議が行われている間は会場から退室という規定でございますが、ただし書きがございまして、科学的知見が調査審議に必要とされた場合には、理由を付して委員長がその旨を宣言して、調査審議に参加させるという規定がされているところでございます。

21 ページが確認書の様式でございます。

22 ページが食品安全委員会の公開ということでございまして、会議、議事録、意見、提出資料は基本的に公開ということでございますが、委員の自由な発言が制限されたり個人の秘密や企業の知的財産等が開示されて特定の者に不当な利益や不利益をもたらすおそれがある場合は非公開ということで規定されているところでございます。

そして、23 ページからが調査審議以外の業務についてということで、リスクコミュニ

ケーションの一環として、(1)の意見交換会ですとか、24ページの(2)の食品安全モニター会議、そして25ページの国際会合への出席、そして26ページの調査・研究企画調整会議への参画、そして27ページの国会への参考人招致などが業務としてあるところでございます。

そして、27ページの下の5番の評価書等の英文翻訳についてでございますが、食品安全委員会におきましては、海外の情報提供ということで、評価書の要約ですとか食品健康影響評価の部分を英訳して、ホームページに掲載する作業を行っているところでございます。そちらにつきましては、28ページが一番上でございますが、事務局においてその内容の確認、修正を行いまして、「**Tentative translation**」という旨を付記した上でホームページに掲載してございます。先生方の中で英文翻訳の内容について御指摘がございましたら、随時更新する予定でございますので、また御意見いただければというふうに思います。

それから、29ページが「自ら評価」、ファクトシートに関する評価の進め方ということでございますが、「自ら評価」は食品安全委員会が自ら評価をすべき課題を決定して行うものでございます。ファクトシートと申しますのが、この32ページに食品安全委員会が取りまとめる情報の種類、対応状況の3段目のところでございますが、現時点における科学的知見に基づく情報を整理して文書に取りまとめて、国民に情報提供をするというもので、リスク評価までは至っていないんですが、情報を収集して提供するというものでございます。

そして、33ページにその作業のフローということで規定してございますが、必要に応じて専門委員もしくは専門調査会で確認をお願いするということがございますので、その際はよろしくお願いできればと思います。

それから、34ページが「自ら評価」の候補の選定の考え方ということで、国民の健康への影響が大きいとか、危害要因等の把握の必要性が高いとか、そういったものについては選定を進めているということでございまして、これは企画等専門調査会がその調査審議を行っていただいているところでございます。

そして、37ページが緊急時対応の役割ということでございますが、37ページの2番にございますけれども、すべての専門委員に期待される役割といたしまして、(1)の平時及び緊急時における関連情報及び科学的知見の提供、そして食品安全委員会会合への出席及び専門的意見の提示、そして38ページには、各専門調査会の緊急的な開催などが想定されることでございますので、その際にはまたよろしく願いいたしたいと思っております。

そして、次に40ページが専門委員の服務についてということでございまして、この上の段の2段落目にございますが、専門委員は国家公務員法の規定が適用され、同法の服務に関する規定を遵守しなければならないとされているところでございまして、1番の服務の根本基準、2番の法令及び上司に従う義務、3番の争議行為等の禁止、そして41ページの4番の信用失墜行為の禁止、5番の秘密を守る義務、6番の職務に専念する義務、

7 番の服務に関する規定に違反した場合の処分というものなどが国家公務員法に規定されているところがございます。5 番目のなお書きのところにございました、守秘義務は専門委員をやめた後にも課せられるということに御留意いただければと思います。

それから、41 ページの一番下でございますけれども、専門調査会以外の場で科学的な知見について求められるということがございますが、その場合に、下の 2 行にございますが、食品安全委員会の見解であるとの誤解を招かないように御留意いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、42 ページでございますが、食品健康影響評価技術研究ということでございまして、現在、43 ページにございますけれども、20 本の研究が走っているところがございます。

それから、44 ページでございますが、食品安全委員会のホームページから情報を検索できる食品安全情報総合システムの御紹介でございます。

それから、45 ページでございますが、食品安全委員会の事務局の組織図でございます。こちら、今年度の予算が成立した後ということでございまして、4 月 1 日現在となっておりますが、4 月 6 日現在ということでございます。一番下の評価情報分析官がこの 4 月 6 日に新設をされたということでございまして、職員 58 名で行ってございますので、御留意いただければと思います。

あと、46 ページからは食品安全基本法の全文と、54 ページからが食品安全基本法に基づく基本的事項でございますので、また御覧いただければと思います。

以上、駆け足でございましたが、専門委員職務関係資料でございます。

○ 堀部課長補佐

以上でございますが、何か御意見あるいは御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

短い時間で御説明を差し上げておりますので、また後ほど御一読いただきまして何かございましたら、いつでも事務局のほうにお尋ねいただければと思います。

それでは、次の議事に進ませていただきます。議事の 3 番目でございます。座長、副座長の指名に入りたいと思います。

先ほど前田より御説明をいたしました食品安全委員会専門調査会運営規程第 2 条第 3 項により、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされております。どなたか御推薦をいただけないでしょうか。

○ 吉田専門委員

座長につきましては納屋専門委員が最も適任と考えておりますので、御推薦申し上げます。

○ 三枝専門委員

私も納屋先生が適任だと思いますので、推薦申し上げます。

○ 堀部課長補佐

ほかにかがでしよう。

○ 上路専門委員

私も納屋専門委員が適任だと考えております。それで納屋先生を御推薦したいと思えます。

○ 堀部課長補佐

ほかの先生方はいかがでしようか。

ただいま吉田専門委員、三枝専門委員、上路専門委員から納屋専門委員を座長にという御推薦がありましたけれども、先生方、いかがでしようか。

ありがとうございました。先生方から御賛同いただきましたので、座長に納屋専門委員が互選されました。

それでは、納屋座長から一言ごあいさつをお願いいたします。

○ 納屋座長

御推挙いただきまして、ありがとうございます。大変微力でございますので、専門委員の先生方の御支援と御協力をとにかくお願い申し上げる次第でございます。それから、親委員の先生方におかれましては、これまでと同様に御指導賜りますようお願い申し上げます。また、事務局とは常にベストパートナーであるという思いを持っておりますので、これまで以上に充実した関係を築いていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

どうもありがとうございました。早速で恐縮でございますが、座長、選任されましたので、これ以降の議事進行を納屋先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 納屋座長

それでは、議事の進行を引き継がせていただきます。

まず、食品安全委員会専門調査会運営規程第 2 条第 5 項に、座長に事故があるときには、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとございます。したがって、私からは副座長を指名したいと思えます。西川専門委員にお願いしたいと思えますが、いかがでしようか。

○ 西川専門委員

承知いたしました。

○ 納屋座長

ありがとうございます。

それでは、西川先生に副座長を務めていただくことにいたしますので、ごあいさつをお願い申し上げます。

○ 西川専門委員

くれぐれも納屋座長の足を引っ張らないようにサポートしていきたいと思えます。皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

○ 納屋座長

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事 4、各評価部会に所属する専門委員の指名、各部会の座長及び副座長の指名、幹事会に所属する専門委員の指名に入りたいと思います。

農薬専門調査会は、資料 3 としてお配りしております農薬専門調査会の運営体制に関する事項に従って運営しております。農薬専門調査会の運営体制に関する事項の第 3 条第 3 項に基づき、農薬専門調査会座長といたしまして、4 つの評価部会に所属する専門委員を指名したいと思います。

資料 4 を御覧ください。評価第一部会には、相磯専門委員、赤池専門委員、上路専門委員、津田専門委員、福井専門委員、堀本専門委員、山崎専門委員、義澤専門委員、若栗専門委員、次に評価第二部会には、泉専門委員、桑形専門委員、腰岡専門委員、根岸専門委員、藤本専門委員、細川専門委員、本間専門委員、松本専門委員、吉田専門委員、評価第三部会には、浅野専門委員、小野専門委員、三枝専門委員、佐々木専門委員、田村専門委員、永田専門委員、八田専門委員、増村専門委員と私、評価第四部会には、川口専門委員、代田専門委員、玉井専門委員、長野専門委員、西川専門委員、根本専門委員、森田専門委員、山手専門委員、與語専門委員を御指名したいと思います。いかがでしょうか。お認めいただけますか。

ありがとうございます。

それでは、専門委員の皆様方が所属する評価委員が決まりました。なお、小澤先生、太田先生、高木先生、長尾先生、林先生、平塚先生には、専門的見地からの御意見を賜りたいと思いますので、専門参考人としての御参加をお願いしたいと思っております。

次に、各評価部会の座長の件です。農薬専門調査会の運営体制に関する事項の第 3 条第 4 項に基づき、農薬専門調査会座長としまして 4 つの評価部会の座長を指名したいと思います。

評価第一部会は上路専門委員をお願いしたいと思います。上路先生、いかがでしょうか。

○ 上路専門委員

はい。承知いたしました。

○ 納屋座長

ありがとうございます。

評価第二部会は吉田先生をお願いしたいと思います。吉田先生、いかがでしょうか。

○ 吉田専門委員

はい。お引き受けいたします。

○ 納屋座長

ありがとうございます。

評価第三部会には三枝専門委員をお願いしたいと思います。三枝先生、お願いできますでしょうか。

○ 三枝専門委員

はい。やらせていただきます。

○ 納屋座長

ありがとうございます。

評価第四部会は全体の副座長であります西川先生にお願いしたいと思います。西川先生、いかがでしょうか。

○ 西川専門委員

はい。承知しました。

○ 納屋座長

上路先生、吉田先生、三枝先生、西川先生、座長をお引き受けくださり、ありがとうございました。

引き続きまして、農薬専門調査会の運営体制に関する事項の第 3 条第 6 項に基づき、それぞれの評価部会の座長からそれぞれの評価部会の副座長を御指名いただきたいと思います。

それでは、評価第一部会からお願いいたします。上路座長はどなたを御指名でしょうか。

○ 上路専門委員

赤池専門委員にお願いしたいと思います。赤池先生、いかがでしょうか。

○ 赤池専門委員

はい。承知いたしました。

○ 納屋座長

赤池先生、どうぞよろしくお願いいたします。

吉田先生、第二部会の座長としては副座長にどなたを御指名になられますでしょうか。

○ 吉田専門委員

私といたしましては、松本先生にお願いしたいと思います。松本先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 松本専門委員

承知いたしました。よろしくお願いいたします。

○ 納屋座長

松本先生、どうぞよろしくお願いいたします。

三枝第三評価部会座長はどなたを御指名になられますでしょうか。

○ 三枝専門委員

逆指名のようで申しわけないんですけども、納屋先生にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 納屋座長

三枝先生の足を引っ張らないように頑張らせていただきます。よろしくお願いいたします。

西川先生、第四部会ではどなたを御指名でしょうか。

○ 西川専門委員

長野専門委員にお願いしたいと思います。長野先生、いかがでしょうか。

○ 長野専門委員

承知いたしました。

○ 納屋座長

長野先生、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き議事を進めます。幹事会に所属していただく専門委員に進みたいと思います。農薬専門調査会の運営体制に関する事項の第 2 条第 3 項に基づきますと、幹事会は農薬専門調査会座長、部会座長及び副座長並びに農薬専門調査会の座長が指名する専門委員により構成することになります。したがって、評価部会の 4 人の座長及び副座長に幹事会の委員になっていただくことになります。さらに、農薬専門調査会座長として、専門分野と御経験を考えて、永田専門委員と本間専門委員を幹事会委員として指名したいと考えます。永田先生と本間先生、いかがでしょうか。

○ 永田専門委員

お引き受けいたします。よろしくお願いいたします。

○ 本間専門委員

私のほうも了承いたしました。よろしくお願いします。

○ 納屋座長

永田先生、本間先生、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、幹事会は次の 9 名の専門委員、赤池専門委員、上路専門委員、三枝専門委員、永田専門委員、長野専門委員、西川専門委員、本間専門委員、松本専門委員、吉田専門委員と私、納屋が委員を務めることになります。どうぞよろしくお願いいたします。

また、専門委員の先生方に御異論がなければ、幹事会には小澤専門参考人と林専門参考人にも御参加いただき、これまでの御経験を踏まえた御意見を賜りたいと考えております。先生方、御意見ございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、幹事会の座長と副座長を決めたいと思います。資料 3 の農薬専門調査会の運営体制に関する事項第 2 条第 4 項に基づきますと、幹事会の座長は農薬専門調査会の座長がその職務を行うとなっております。したがって、私が幹事会の座長を務めさせていただきますこととなります。副座長につきましては、第 2 条第 6 項に基づきまして、幹事会の座長が指名するとされております。したがって、幹事会の副座長には農薬専門調査会の副座長である西川先生を指名したいと考えております。いかがでしょうか。

○ 西川専門委員

はい。承知しました。

○ 納屋座長

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料 4 につきましては、事務局のほうで休憩時間を利用し、決まりましたことを追加し、修正の上、次の幹事会資料として配付できるよう準備をお願いいたします。

それでは、全般を通じてでも結構です。何かございましたら、どうぞお願いいたします。特にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

ないようでしたら、本日の農薬専門調査会のすべての議事を終了いたします。

そのほかに事務局から何かありますか。

○ 堀部課長補佐

それでは、次の日程について、気の早いようで恐縮でございますが、今決定している次の日程をお知らせさせていただきます。

本日、この後、幹事会を開催させていただきますが、本日の次、第 83 回の幹事会は 6 月 1 日、金曜日でございます。

それから、各評価部会、先ほど座長先生から各部会への専門委員の指名が行われたところでございますが、初回の部会会合の日程でございます。評価第一部会につきましては、5 月 8 日、火曜日、評価第二部会は 5 月 22 日、これも火曜日、評価第三部会は 5 月 18 日、金曜日、評価第四部会は 5 月 16 日にそれぞれ開催を予定しております。農薬専門調査会の各評価部会は原則として午後 2 時、14 時からの開催ということで予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。なお、既に 5 月 18 日、金曜日の評価第三部会につきましては、15 時スタートということになりますので、お間違えなきように。ほかの部会は 14 時でございます。よろしくお願いいたします。

審議いただきます評価書につきましては、まだこれから幹事会で振り分けをしていただいた後に、どの剤がどの部会にかかるかということが御決定いただけるわけでございますが、5 月、ゴールデンウィークも挟みます。なるべく早く先生方のお手元に評価書等の資料をお届けできるように、事務局としては最大限の努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

公表しておりました予定時刻では 2 時半までということにしておりましたが、先生方の御協力でかなり早く進んではおります。ただ、幹事会のほうは 14 時 45 分からということで皆様にお知らせをしておりますので、幹事会を 14 時 45 分から開催させていただきたいと思えます。幹事会に、納屋先生から指名をされた先生方、どうぞよろしくお願いいたします。休憩時間を活用いたしまして机の配置がえ等を行わせていただきますので、専門委員の先生方は別室を御用意しておりますので、そちらに御案内をいたします。

私のほうからは以上でございます。

○ 納屋座長

これで本日の議事はすべて終了いたしました。

その他ございませんか。

それでは、以上をもちまして第 46 回農薬専門調査会を閉会いたします。

幹事会委員の皆様方におかれましては、お疲れのところ申しわけございませんけれども、引き続き幹事会を開催いたしますので、お残りいただきたいと思います。また、その他の委員の先生方におかれましては、お時間の許す限りお残りいただき、傍聴していただければと存じます。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。